

令和元年度 会長所信

—多様な人材と絆で社会に貢献— 「人と人との関係性をデザインする」

公益社団法人大阪府建築士会

会 長 岡本 森廣

大阪府建築士会の事業のほとんどが公益目的事業であると大阪府に認定され、公益社団法人に移行して7年目を迎えます。

経済社会環境は、ものをインターネットで繋ぐIoT、ビッグデータ処理技術、人工知能AIやロボテックス、3次元の建物モデルをコンピュータ上で構築するBIM技術等々、情報通信技術ICTを中心に大きく進展し潮流の変化は嘗てない速さであり加速して居ります。恐らく今迄に経験したことのない経済社会構造システムの変換であり、建築界においても柔軟に対応する必要があります。

本会においても建築士が経済社会構造の急伸な変化に追隨して技術革新に対応できるよう、最新技術の研修や情報提供を積極的に行って参ります。

一方、建築士の業務は「地域社会の健全な発展を支援する公益性の高い職業」であり、建築士には日頃から高い倫理観のもとで技術研鑽による資質の向上を図り、社会に対して法律を遵守した安全で安心な建築物を提供することが強く求められています。

本会は、建築士のネットワークの中心にあるキーステーションとして、建築士への建築関連情報の提供や能力開発並びに、建築士による公益性の高い社会貢献活動を支援しております。

本会の社会貢献事業は、防災、建築物の耐震、景観、まちづくり、住環境向上など行政の政策と一致する活動が多くあり、建築士が地元の行政と連携して活動を行うことで相乗効果をもたらし、大きな成果が得られると考えております。

その橋渡しを行う一環として、平成25年に公益社団法人に移行後、大阪府をはじめ大阪府内の43市町村を、地元で活動する建築士とともに毎年訪問し6巡目を経ました。

昨年度も多く各市町村首長や行政担当者の方々に面談させていただき各市町村の歴史・文化・伝統等や独自の特徴を活かして個性的で住みやすい、よりよい街とする方策、行政が抱える様々な課題やその改善方策などについて直接お話をお聞きし、本会としてどんな支援が可能かについて提案を申し上げております。

また、行政の運営する委員会・審議会・プロジェクトチーム等に、多種多様な知見を豊富に有する本会会員建築士を多数派遣しており、今後も行政と連携して公益社団法人としての務めを果たしていく決意です。

昨年は特に大阪府北部地震・西日本大豪雨・酷暑・台風と4重の甚大な自然災害が多発し、多くの会員に建築相談や応急危険度判定・被災度判定・罹災証明調査などに従事頂き、社会・市民の高い評価を頂きました。日頃からの訓練・研修あつてのことであり、本当にボランティア精神の旺盛なプロとしての意識・責務に敬服します。

昨年4月の改正宅地建物取引業法施行により、既存住宅状況調査（インスペクション）がスタートし、消費者等からの依頼による会員インスペクターの派遣と、その調査結果にもとづく既存住宅の瑕疵保証を行い、消費者が安心して既存住宅の取引ができるよう、取組みを拡大させ社会

の課題に応えたいと考えます。

一方、空家が増加し、防災、防犯、環境、景観など様々な面での悪影響が実態として現出する中、インスペクションの普及により、既存住宅の取引市場が活性化して空家が減少する効果も期待しております。

また、医療介護福祉等の社会保障費の増大に耐え切れないことから在宅医療介護・福祉に移行する社会環境で経済成長時代の建物の劣化・機能変更、少子高齢化のためのバリアフリー、自然災害対応の耐震化等も相まってリフォームやリノベーション等が強く促されているため行政や他団体と協働し、更に福祉ディテールマニュアル作成 PT に取り組んでまいります。

更にマンション等の住居形態は全ての住居人の 10%を上回るものになり、その長期修繕に係る調査・診断・設計・工事監理等は合意形成を含めて公益社団法人の当会に期待が寄せられ、課題や解決に向けて調査・研究等々に取り組みます。

本会ではこれまで様々な業界団体と相互協力等に関する協定を締結しており、協定にもとづき今後も関係強化を推進致します。

平成 29 年に協定を締結した（公社）大阪府不動産鑑定士協会、（一社）大阪府宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会大阪府本部とは相互の協力関係を支部へ拡大・強化し、それぞれの専門性、役割、資源を活かして、既存住宅の流通を促進するとともに、住宅の売主及び買主の利益の保護を図ります。

平成 28 年に協定を締結した大阪弁護士会とは、日常の建築紛争解決や鑑定調査等の技術支援協力のみならず、地震等の非常時にも連携して社会の安心安全に寄与するよう具体の活動へ努めてまいります。

国際活動では、今年で 35 年の親交になる釜山広域市建築士会と懇親・交流を行っており、新たに青年・女性委員の意見交流や双方の企業見学研修等を検討しております。

平成 27 年に（一社）日本建築材料協会とともに協定を締結した香港工業総会や香港貿易発展局等との国際交流や協議を進展させ、民間レベルの友好を深めて参ります。また、中国第二の国際交際商業都市・上海建築学会とは平成 31 年 4 月 8 日に協定を結びました。

その他、本会活動に外部の意見を反映させるため、在阪の消費者 5 団体及び、建築業界の動向に詳しい建設専門新聞 7 社の記者との意見交換会も毎年実施しております。

建築士は多岐に亘る諸問題をうまく調整して合意形成を図り、具現化する優れた能力を有しており、建築業界にとどまらず様々な職域で活躍しております。今日の価値観が多様化、輻輳し細分化する社会では、建築士が有する物の設計に加え様々な「人と人との関係性をデザインする」プロセスに意義を見出す関係性設計がつとに重要とされます。

本会は資格団体であることから、建設業をはじめとして情報通信、サービス、製造、流通、金融、教育、官公庁などの様々な職域において活躍している建築士が会員登録をしております。

旧態依然の考えや行動は、社会・経済構造の激変時・流れが加速する現在において停滞・後退に他なりません。本会のおかれた厳しい環境を打開するために推進する先を見据えた活動に対し、①金がない、②人がいない、③時間がない、④こんなリスクがある等と言う人や場面が少なくありません。リスクを恐れずに実行しながら適宜の修正を加えて適正性を確保して参りたいと考えます。

建築士の皆様におかれましては、本会活動を通じ専門領域を超えて協働し、府民社会の豊かな暮らしを育む環境・景観・社会システムの創出にチャレンジして頂きますようお願い致します。

▼基本目標

1. 会員サービスの徹底
2. 健全な財務基盤の構築
3. 会勢拡大に資する取り組みの強化・会員減少対策
4. 機能的・効率的に活動できる組織体制の構築
5. 建築士の資質向上に向けた CPD 研修事業の強化（施工への CPD 採用活動の一層の促進）
6. 市町村と府内 12 地域分科会との協力体制の強化

▼各委員会等の目標

（１）運営部門（既往のビジョン見直し、会員増強 PT の実行、規定類の見直し）

- ア) 会勢拡大に向けた取り組みを行う。（在籍 40 年会員表彰の実行）
- イ) 財務体質の改善を行う。
- ウ) 機能的・効率的に活動できる組織体制整備を目指す。
- エ) 行政、関係団体との協力体制をさらに強化する。
- オ) 事務局体制の強化を行う。（社内教育、組織、IT 化、資質向上）
- カ) 創立 70 周年企画の構想・立案を行う。
- キ) 2025 年に近畿で開催の建築士全国大会の構想立案を行う。

（２）研修部門（最新の建築技術、業務に直結する講習会の実施）

- ア) 幅広い職域の建築士のニーズに対応した CPD 研修を実施する。
* 二級建築士に特化したリフォーム、インテリア、宅建等に所属の女性建築士の活動を支援する。
- イ) 多くの建築士の参加が見込める、魅力ある研修企画の実施を目指す。（年間集客目標の設定を行う）
- ウ) CPD 会員の入会の勧誘を強化する。
- エ) 建築関連企業の CPD プロバイダー登録を推進する。
- オ) 専攻建築士の社会的認知度向上など制度推進に向けた取り組みを行う。
- カ) 建築士業務の支援につながる研修テキストの作成に努める。

（３）事業部門（建築士会全体を俯瞰した一体化する事業企画を実行する）

- ア) 社会時事に対応して、会員間及び一般府民を交えた交流事業を実施する。
- イ) 会員の増強拡大に資する事業を推進する。
- ウ) 青年・女性・シニア・賛助の特性を活かした組織や事業を再考し、事業企画を推進する。
- エ) グローバル化に対応した国際活動を深耕・展開する。

（４）建築表彰部門

- ア) 大阪都市景観建築賞、大阪建築コンクールなどの建築顕彰制度に多くの応募が得られるよう推進する。
* 建築コンクール 65 周年記念事業を企画する。
- イ) 次世代を担う建築士候補者育成のため、優秀卒業生表彰制度参加校の拡大を推進する。
- ウ) 大学生・リニューアル等の表彰制度の検討を行う。

（５）建築情報部門

- ア) 「建築人」、ホームページ、メールマガジン、フェイスブック等を通じて、実務に役立つ情報を会員と社会に向け発信する。
* オウンドメディアの在り方を具体化する。
* 多くの会員に執筆の機会を拡充する。

- イ) 会員への建築士会活動の「見える化」推進による本会活動の情報公開を拡大する。
- ウ) 情報化に対応するコンテンツの整備や会員の情報化促進を支援する。
- エ) 会員の情報武装化を支援する。(ICT の活用を具体化する。BIM の教育実践)

(6) 社会貢献部門

- ア) 地元自治体と連携して、災害時の応急危険度判定活動が可能な体制を常時維持する。
- イ) 地元自治体及び市民と連携して、地域社会に貢献できる活動を展開する。
- ウ) インспекション部会及びヘリテージ部会の活動の定着を推進する。
 - * インспекションの宅建士・団体支部との連携を強化する。
 - * 歴史的建造物準備委員会を推進する。
- エ) 建築物の耐震化推進に資する事業を推進する。
 - * 非構造部材の調査・診断・改修の講習会を実施する。
- オ) 一般消費者を対象とした建築相談を引き続き毎日行う。
 - * 相談内容の蓄積された技術を普遍的にリライト化して HP 等に掲載する。
 - * ICT を活用した対面建築相談の検討を行う。
 - * 若手建築相談員の育成を行う。
- カ) 一般消費者の住宅建築・維持管理等の相談・設計監理等を支援する。
 - * マンション大規模改修等のマニュアル作成を行う。
- キ) 会員に対する業務相談・法律相談体制を整備する。
- ク) 会員保護や建築紛争解決及び鑑定に必要な専門人材の効果的な育成を図る。
- ケ) 耐震診断等受託事業量の確保、第三者評価による妥当性確保を実行。
- コ) 罹災証明のマニュアルを作成し、被災証明士（仮称）の人材確保と育成を行う。

(7) 近畿建築士会協議会

- ア) 本会は近畿 6 建築士会で構成される近畿建築士会協議会の代表として、各建築士会との情報交換を密にして連携を強化する。
- イ) 近畿建築士会協議会の意見を取りまとめ、連合会に発信する。
- ウ) まちづくり部会・CPD の活動を支援する。

(8) 日本建築士会連合会

- ア) 連合会を中心に推進する既存住宅状況調査、まちづくり部会、CPD 制度及び専攻建築士制度、その他事業について、連合会と連携し制度の発展を図る。
- イ) 建築士制度の改善に向けた意見を、連合会に向け積極的に発信する。
- ウ) 連合会の運営に協力するため、連合会副会長や担当委員などの人材を積極的に派遣する。

(9) 行政等への協力

- ア) まちづくり、景観、防災、省エネ、空家対策、相談業務など様々な分野において、行政の施策実現に向けた協力を行う。
- イ) 行政や公益団体等に設置する審議会等へ積極的に会員の派遣・推薦を行う。

(10) 友好団体

- ア) 在阪建築 15 団体との連携を強化し、行政や社会に向けて建築士制度を中心に、共有する諸問題に関する提言を行う。
- イ) 公益社団法人総合紛争解決センターなど公益性の高い事業を行う団体に対して、会員を派遣するなどの支援を行う。

以上